

授業コード	JP13210010	開講年度・学期	2021年度後期
科目授業名	刑法総合演習		
英語科目授業名	Criminal Law Seminar		
科目ナンバー	JAEPE8806	必修・選択	必修
単位数	2単位	授業形態	演習
担当教員氏名 (代表含む)	金澤 真理		
科目の主題	本演習では、刑法総論、各論の基本的知識を習得した者が、刑法の概念や理論を事例に則して検討し、刑罰法規の意義を実践的に学修する。判例で取り扱われた事案を主たる素材として、演習参加者が、論点の析出、理論構成の方法を、討論を通じて主体的に学修する。		
授業の到達目標	具体的な事実を手がかりとして、演習参加者が相互に多様な観点から検討を加えることで、刑法理論に関する深い思考を身につけ、実践的な刑法解釈論を展開する能力を養うことをねらいとする。それ故理論分析にとどまらず、事案の特徴に着目した事例類型の整理、分析をも課題とする。報告担当者が各テーマに関して簡潔に報告を行い、その後、全員参加の討論により、論点の解析を行う。		
授業内容・授業計画 ①	<p>以下の計画に従って、演習を行う。</p> <p>第1回 罪刑法定主義と刑法の基本理念 医師でない彫師が入れ墨を施したことにつき、医師法違反が問われた事件に関する裁判の推移を追うことで、罪刑法定主義とその派生原理、及び刑法の基本理念たる刑罰法規の補充性、謙抑性の観点から刑罰の必要性を吟味し、特別刑法の解釈原理について考究する（最判令和2・9・16裁判所ウェブサイト）。</p> <p>第2回 因果関係論：実行行為後の介入事情と危険の現実化 実行行為と結果との因果関係をめぐり議論を整理したうえで、実行行為後に通常予想されない介入事情が生じた場合に、行為者にどのような論理で如何なる罪責が認められるべきかを、被害者の行為が介入した諸事例（最決平成15・7・16刑集57巻7号590頁、最決平成16・2・17刑集58巻2号169頁）等を取りあげ、近時有力な危険の現実化論を用いて検証する。</p> <p>第3回 犯罪における主観的要素とわいせつの意図の要否 故意以外の主観的要素の要否をめぐり、学説は激しく争ってきた。性的意図の有無によって強制わいせつ罪の成否が分かれるかについて、新たに出された大法廷判決（最大判平成29・11・29裁判所ウェブサイト）を取りあげ、近時の性犯罪規定の改正を踏まえて議論する。</p> <p>第4回 正当防衛の限界 判例は、侵害を予期して臨んだ行為については、従来、積極的加害意思の存在により急迫性が否定されるという態度を示していた最高裁判所が、近時新たに刑法36条の趣旨に関する判断を示した。この最新判例（最決平成29・4・26刑集71巻4号275頁）を、従来の判例との関係で如何に解する、分析し、正当防衛の意義、限界を検討する。</p> <p>第5回 過剰避難と刑の免除 法所定の避難可能な状況が認められても、避難の程度を超えれば緊急避難の規定は適用できない。しかし、その場合でも、刑の免除が認められるのは、いずれの要素が考慮されているかを、刑の免除の法的性格を踏まえながら具体的事例に則して析出する（東京高判昭和57・11・29刑月14巻11=12号804頁、堺簡判昭和61・8・27判タ618号181頁）。</p> <p>第6回 故意における認識の程度 故意があると言えるためにはどの程度の認識が必要か、いずれの事実からその認定を行うかについて、特殊詐欺の故意に関する最近の最高裁判例（最判令和元・9・27刑集73巻4号47頁）を、贓物故買罪における贓物の認識が問題となった事例（最判昭和23・3・16刑集2巻3号227頁）と比較しつつ検討する。</p> <p>第7回 実行行為途中からの責任能力の減退と原因において自由な行為 実行行為と責任能力との同時存在原則に対する例外を構築する原因において自由な行為の法理が実行行為開始後、心神喪失、耗弱の状態になった場合にも適用されるかについて、情動性朦朧状態に陥った事例（東京高判昭和54・5・15判時937号123頁判タ394号161頁）、行為途中に複雑醜態となった事例（長崎地判平成4・1・14判時1415号142頁）等を取りあげて検討する。</p>		

<p>授業内容・授業計画 ②</p>	<p>第8回 過失犯における予見可能性 過失犯における予見可能性の意義と判断時期について、福祉施設におけるおやつへの誤配が問題となった事例を材料に検討を加える（東京高判令和2・7・28裁判所ウェブサイト）。</p> <p>第9回 因果関係の錯誤と早すぎた結果発生 行為者の予想外に早く犯罪の結果が発生した場合の擬律につき、実行行為論を念頭に置きながら、クロロホルムを吸引させて溺死させる計画を実行中、既にクロロホルムを吸引させた時点で被害者が死亡していた可能性のある事例を扱った判例（最決平成16・3・22刑集58巻3号187頁）と、絞首時には死亡していなかった被害者が事後砂を吸引して死亡した事例（大判大正12・4・30刑集2巻378頁）とを対比させつつ考察する。</p> <p>第10回 承継的共同正犯 共犯の因果性の試金石とされる承継的共同正犯について、重要な判断を示した最近の最高裁決定（最決平成24・11・6刑集66巻11号1281頁）、および特殊詐欺の受け子の罪責について、新たな判断を示した最高裁の決定（最決平成29・12・11裁判所ウェブサイト）をとりあげ、論点を析出して討議する。</p> <p>第11回 同時傷害の特例 同時傷害の特例規定の適用の在り方を示した最近の最高裁決定（最決平成28・3・24刑集70巻3号1頁、最決令和2・9・30LEX/DB25571089）を素材として、訴訟法実体法両面において解明の余地がある刑法207条の規定の意義を再考し、適用範囲を確認する。</p> <p>第12回 親族関係と財産犯 詐欺罪、横領罪への準用がある刑法244条の親族相盗例は、所定の関係が認められれば必要的免除（1項）若しくは親告罪（2項）の効果を定める。本規定の趣旨、適用をめぐる議論状況を概観し、横領罪に関して重要な判断を下した最近の最高裁決定（最決平成20・2・18刑集62巻2号37頁）を用いて、同条の適用範囲について考究する。</p> <p>第13回 犯人隠避罪の行為態様 組織内での犯人隠避が問題となった事例を素材として、犯人隠避の構成要件を、同一条文に規定される犯人蔵匿罪との関係を明らかにしつつ、作為態様、不作為態様での構成要件実現の構造について論及する（大阪高判平成25・9・25高刑集66巻3号17頁）。</p> <p>第14回 まとめ 第15回 期末試験</p>
<p>事前・事後学習 の内容</p>	<p>議論の基礎となる学修課題は、設問の形で出題する。判例、学説の状況をはじめ、理論動向を把握したうえで、全員が答えられるよう事前に準備することが前提となる。設例については、事前の担当の割振りに基づき、報告担当者が一定の解決の道筋を、根拠と共に示すことが求められる。これに対し、他の演習参加者は、報告を吟味し、批判し、対案を示し、よりよい解決の道筋を新たに示すことが求められる。演習後は、議論を踏まえ、自説を理論化し、応用課題に取り組めるよう準備されたい。</p>
<p>評価方法</p>	<p>絶対評価 事前の担当に従った演習における報告、及び、演習の場での討論を30%、期末試験を70%の割合で評価する。</p>
<p>受講生へのコメント</p>	<p>報告担当者が報告にあたり、万端準備を整えることは当然であるが、それ以外の者も予習のうえ積極的に議論に参加すること。</p>
<p>教材</p>	<p>事前に教材を配布する。教材に挙げた判例が最高裁のものであるときは、原審、原々審の判断も読み、類似の事例に関する他の判例及びその評釈も参照して備えること。</p>